

工事番号

入 札 閲 覧 用 設 計 書								入札年月日 令和8年10月22日	
所長	局長	課長	課長補佐	係長	合 議		主査		
—	—								
業 務 名		中部海岸地区松くい虫駆除業務（1工区）							
位 置		東伯郡北栄町江北ほか							
工 期		令和9年3月23日 限	監督員予定者	高力 優	設 計 者	高力 優			
入 札 に つ い て		1 鳥取県会計規則による。 2 この業務の入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。							
指 導 事 項		1 業務の安全確保について 業務中の事故防止（交通及び業務現場）について、特に留意すること。 2 暴力団排除について 業務に関して、暴力団からのあらゆる不正な要求に対し断固としてこれを拒否し、また被害に対しては、速やかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。							

契 約 図 書

中部海岸地区松くい虫駆除業務（1工区）特記仕様書

本業務は鳥取県松くい虫駆除事業仕様書（以下「共通仕様書」という。）とともに、特記仕様書によるものとし、特記仕様書は、共通仕様書に優先する。

第1 施工条件等

- 1 実施区域は別添図面のとおりであるが、詳細は現地において現場代理人が監督員とともに確認すること。
- 2 マツノマダラカミキリは、直径2 cm程度の太さの枝または幹にも生育が可能であり、地際部の太い部位よりも、枝や幹の上部のほうで幼虫の密度が高いことから、枝や細い木を放置せず、これらの部位から優先的に駆除するように努めること。
- 3 駆除対象被害木は今年度に発生した松くい虫被害木とするが、必要に応じ不良木、不用木等の除去を指示することがある。
- 4 駆除数量の実績が計画数量を上回ると見込まれる場合は、伐倒数量が契約（計画）数量の9割程度となった時点で、受託者は協議書を提出すること。
当該業務のうち「伐倒・枝払・玉切」のおおむね3割は年内を目途に実施すること。伐倒作業と木寄・集材作業等を並行して行う場合は、完了した木寄・集材作業等を含めることができる。
また、駆除必要量の増加に伴い変更委託金額が当初委託金額の3割を超える場合は、年度内施工の可否について協議するものとする。
- 5 本業務により搬出対象となる樹幹部は県内チップ工場に搬出すること。搬出先は鳥取県中部森林組合三朝支所（東伯郡三朝町森）を設計しており、チップ工場取引価格は1 t当たり、3,600円を見込んでいる。
なお、実際のチップ販売収入は事業費に充当することとし、チップ工場等が発行する販売伝票等（金額が明記されたものに限る）を事業完成期限の14日前までに監督員に提出すること。
また、チップ工場等へ搬入する際は、積み荷を特定できるよう黒板等に業務名等を記載し、積み込み状況を適宜撮影し、管理資料を作成すること。
- 6 建物や道路等の障害物があり、チルホール又はクレーン等を使用しなければ被害木を安全に伐倒できない場合は、予め協議書を提出すること。
- 7 受託者は駆除必要量を把握するため、事前調査（被害木特定）を実施する場合は、予め被害木特定の内容（調査時期、所在等）を定めた協議書を提出すること。
また、県は工期内に駆除業務を終了させるため駆除必要量を把握する必要があるときは、事前調査（被害木特定）を指示することができる。

- 8 チェーンソーオイルは、森林環境に配慮した生分解性の植物油を使用すること。
- 9 労働災害が発生した場合の対応として、迅速・的確な通報と救援のために「とっとり森林緊急通報カード」を作成し、現地スタッフ全員がカード情報を共有すること。

第2 施工確認等

- 1 被害木の伐採及びその実施区域は、監督員が現場代理人に指示する。また、現場代理人は伐採が完了した後、速やかに監督員の施工確認を受けること。
- 2 施工確認に当たっては、以下の項目、数量について監督員による確認を受けるものとする。
 - (1) 根元直径
伐倒本数の5%又は次式により求めたいずれか小さい本数（最大200本）
$$\text{抽出本数} = 68 \times \ln(\text{対象本数}) - 400$$
 ※ $\ln(x)$ は、 x の自然対数を示す。
 - (2) 搬出状況（1回以上）
 - (3) 枝条破碎状況（1回以上）
 - (4) 破碎後の木片の厚さ及び敷厚（1か所以上）
- 3 駆除野帳（別紙様式2）は、事業完了時に集計作業が可能な電子データで提出すること。

第3 連絡打合せ等

- 1 森林整備事業委託契約書第2条第3項に規定する協議は、原則、事前に行うこととする。
- 2 現場代理人は監督員と常に意思疎通を図り、疑問点及び設計図書と現地状況の不整合等については十分な連絡打合せを行い、手戻りが生じないようにすること。
- 3 受託者は、監督員から業務の進捗状況の報告を求められた場合は、ただちに監督員に報告すること。
- 4 地元関係者と十分連絡調整し、トラブル防止に努めること。

第4 積算等の注意事項

- 1 本業務の単価について、鳥取県県土整備部土木工事实施設計単価表に係るものの単価適用日は令和8年9月10日とし、松くい虫等防除事業の単価を準用するものは、「令和8年度松くい虫等防除事業実施単価（秋期）」によるものとする。

また、諸経費率は「森林整備保全事業設計積算要領の制定について」によるものとし、最新の改定状況は、森林整備保全事業設計積算要領新旧対照表（令和8年4月1日から適用）の改正後を参照すること。（林野庁ウェブサイト：

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html）

なお、仮設材（敷鉄板等）の運搬費の算定に使用する基本運賃表については、前記新旧対照表の改正前の基本運賃表により積算すること。（本県の適用は令和8年10月10日予定）

- 2 本業務は、週休2日の取得に要する費用計上の対象としており、設計金額は「鳥取県治山工事及び林道工事における週休2日の取得に要する費用計上実施要領」に準じて、表1の「完全週休2日（土日）」の欄により費用を補正している。なお、現場閉所の状況に応じて精算時に補正係数を見直すので、現場閉所の実績が確認できる資料を工期末の14日前までに提出すること（実績によっては補正係数が低くなる場合がある）。

（補正係数）

週休2日の確保に取り組む業務において、対象期間中の現場閉所率に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

表1

現場閉所の状況	完全週休2日（土日）	月単位の週休2日
労務単価	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.01
現場管理費率	1.03	1.02

- 3 準備費のチップ販売収入は諸経費率（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）を計算する際の対象額に含めない。
- 4 伐倒したマツの根元直径から、別紙「鳥取県マツ根株材積表」に基づき、幹材積と枝条材積を算出するものとする。
- 5 本業務の設計駆除数量（材積）及び、「伐倒・枝払・玉切」及び「木寄・集材」の作業歩掛の根拠とした駆除対象木の根元直径は見込み値であり、作業完了後、伐倒したマツの根元直径に応じて「令和8年度松くい虫等防除事業実施単価（秋期）（伐倒駆除・特別伐倒駆除）」により変更設計を行う。

また、本特記仕様書第1の7に基づく被害木特定調査の調査本数は、実際の調査結果本数により変更設計を行う。

- 6 当初設計では、前年度の実績から幹材積と枝条材積の比率を決定し、式1により算出した幹材積及び枝条材積を「伐倒・枝払・玉切」及び「木寄・集材」の設計数量とする。

変更設計では、式2によりチップ工場等に搬出した幹重量から算出した幹材積及び枝条材積を「伐倒・枝払・玉切」及び「木寄・集材」の設計数量とする。

式1 幹材積＝全木材積×前年度の実績比率0.77

枝条材積＝全木材積－幹材積

式2 幹材積＝幹重量（t）×換算係数1.25

枝条材積＝全木材積－幹材積

- 7 移動式チップパーの経費は賃料で積算することとし、当初設計ではレンタル日数を60日で積算しています。レンタル日数は実績により変更するので、レンタル日数がわかる契約書の写し、又は自社保有の移動式チップパー稼働日がわかる資料等を工期末の14日前までに提出すること。

- 8 チップ用材に係るトラック運搬台数については、出荷伝票による重量の総和をトラック規格で除して算出するが、実際の作業状況から適正に運搬していると認められる場合、実際の運搬回数とすることもできる。

また、実際に運搬したトラック規格が設計上のトラック規格と異なる場合は、出荷伝票による重量の総和を設計上のトラック規格で除して算出する。

鳥取県松くい虫駆除事業仕様書

第1 共通

1 適用範囲

- (1) この仕様書は、鳥取県松くい虫駆除事業委託事務取扱要領（平成16年8月31日付森保第279号鳥取県農林水産部長通知）に基づいて鳥取県が実施する松くい虫駆除事業（以下「事業」という。）の委託に適用する。
- (2) 委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、「鳥取県森林整備事業等業務検査規程」（以下「検査規程」という。）に従った監督・検査体制のもと、設計図書及びこの仕様書によって施工しなければならない。
- (3) この仕様書は、松くい虫駆除事業に関する一般的事項を示すものであり、個々の事業に対し特別必要な事項については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- (4) 特記仕様書、設計図書、又は共通仕様書の間に相違がある場合、受託者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
- (5) 受託者は、信義に従って誠実に事業を履行し、監督員の指示がない限り事業を継続しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情で臨機の措置を行う場合は、この限りではない。

2 施工従事者

- (1) 事業に従事する者は、被害木処理に当たり必要な知識・技術を習得した者でなければならない。
- (2) 受託者は、施工前に作業従事者に対し、松くい虫駆除処理に必要な知識・技術講習を実施し、また、新規参入者への講習も適時に行うものとする。

3 事業現場管理

- (1) 受託者は、常に事業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
- (2) 受託者は、事業の施工中、監督員及び管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼす等の施工方法の採用をしてはならない。
- (3) 受託者は、事業箇所及びその周辺にある地上若しくは地下の既設物に対し、支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。
- (4) 受託者は、薬剤及び油類等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講じなければならない。
- (5) 受託者は、事業現場に事業関係者以外の者の立ち入りを禁止する必要がある場合は、板囲、ロープ等により囲うとともに、立入禁止の標示をする等十分な措置を講じなければならない。
- (6) 受託者は、事業現場には一般通行人が見やすい場所に事業名、事業期間、事業主体名、事業受託者の氏名、連絡先及び電話番号、現場責任者名等を記入した事業標示板を設置しなければならない。
- (7) 受託者は、事業の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、又は第三者に危害を及ぼす等の事故が発生した場合、又はその徴候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、すみやかに監督員に報告しなければならない。
- (8) 受託者は、施工に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。
また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

4 施工計画書

- (1) 受託者は事業着手前に、次の事項を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には追記するものとする。ただし、監督員の承諾を得た事項については、省略することができる。

ア 現場組織表
イ 施工方法
ウ 計画工程表
エ 施工管理計画
オ 緊急時の体制
カ 安全管理
キ 環境対策
ク その他

- (2) 受託者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、そのつど変更に関するものについて、変更計画書を提出しなければならない。

5 施工中の環境への配慮

受託者は、事業の施工に当たり、現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全に十分配慮するとともに、自然環境、景観等が著しく阻害される恐れのある場合及び監督員が指示した場合には、措置を講じ、監督員の確認を受けなければならない。

6 官公庁への手続

- (1) 受託者は、事業の施行に当たり、必要な関係官公庁その他の機関に対する諸手続は、迅速に処理しなければならない。
- (2) 受託者は、関係官公庁その他の機関に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なく監督員に報告しなければならない。

7 諸法規の遵守

受託者は、事業の施工に当たり、関係法令及び事業に関する諸法規を遵守し、事業の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の運営・適用は、受託者の負担と責任において行われなければならない。

8 安全管理

- (1) 受託者は、事業の施工に当たり、常に安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。
- (2) 受託者は、施工期間における災害を防止するため、事業箇所及びその周辺のパトロールを実施するとともに、事業関係者による安全教育・訓練等を1ヶ月に1回以上実施し、関係する資料を整備するものとする。また、新規参入者の教育も適時に行うものとする。
- (3) 受託者は、使用機械、車両等の点検整備を行い、管理するものとする。
- (4) 受託者は、事業の施工中に事故が発生した場合、直ちに監督員に通報するとともに、事故の報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。

9 事業中の検査又は確認

- (1) 受託者は、事業施工中において、設計図書で指定した事項又は監督員があらかじめ指示した事項については、監督員の検査又は確認を受けなければ、後続の作業を進めてはならない。
- (2) 前1項の規定において、受託者は、監督員の検査及び確認に関する資料を整備しなければならない。
- (3) 受託者は、監督員が事業の進捗状況の報告を求めた場合はただちに監督員に報告しなければならない。
- (4) 受託者は、委託事業量の9割の進捗率に達した場合は、前項の規定にかかわらず、監督員に報告しなければならない。
- (5) 監督員が未処理の被害量の報告を求めた場合は、ただちに監督員に報告しなければならない。

10 事業検査

- (1) 検査に当たっては、専門技術者その他立会いを求められた事業関係者が、必ず立ち会って検査を行わなければならない。
- (2) 受託者は、検査のために必要な資料及びその他の措置について、検査職員の指示に従わなければならない。

11 後片付け

受託者は、事業の全部又は一部の完成に際し、施工地周辺を保全、後片付け及び清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、事業検査に必要なものは監督員の指示に従って存置し、検査終了後に撤去するものとする。

第2 伐倒駆除 (削除)

第3 特別伐倒駆除

1 伐倒措置

- (1) 被害木（マツノマダラカミキリが付着しているマツ）の伐倒は、周辺の健全木等に傷害を与えないように行うこととし、地際から10センチメートル（以下「cm」という。）の高さ（最大許容値プラス3cm・最小許容値マイナス3cm）で行う。なお、不整地運搬車の走行に支障等がある場合にあっては、10cm（±3cm）の高さで伐倒し、監督員の確認を受けた後、再度、伐り直すことができるものとする。
- (2) 葉色が赤色となっているマツに隣接した葉色に変化の見られるマツにあっては、必ず樹皮を剥皮して、ヤニの吹き出しにより、被害木であるか否かを判断し、伐倒措置を行うこと。
- (3) 被害木は景観及び安全上、急を有するものから速やかに伐倒措置し、その他監督員の指示に従って計画的に措置するものとする。
- (4) 伐倒した伐採木は、移動式チップパーで安全に破砕が行える若しくは確実に炭化が行える程度の長さ玉切り、枝払いを行うこと。
なお、利用促進としてチップ工場へ搬出するものは、末口6cm以上、長さ2メートル（m）程度（上下限2割）に採材すること。

2 破砕措置

全木破砕においては被害木の幹材部及び枝条部、枝条破砕においては搬出されない幹材部と枝条部について、周辺環境に配慮しつつ、移動式チップパーにより破砕後の木片の厚さが15ミリメートル（以下「mm」という。）以下となるように破砕し、林内に10cm以下の厚さになるよう均一に散布すること。

なお、破砕漏れが無いよう、十分伐採現場を精査すること。

~~3 焼却措置~~

~~（1）全木焼却においては被害木の幹材部及び枝条部、枝条焼却においては搬出されない幹材部と枝条部について、消防署等関係機関に届出の上、周辺環境に配慮しつつ、確実に炭化させ、駆除対象害虫を殺虫することを第一義として焼却しなければならない。~~

~~なお、焼却漏れが無いよう、十分伐採現場を精査すること。~~

~~（2）焼却措置の実施に際しては、鎮火を確認のうえ現場を離れる等山火事防止に万全の措置をとること。~~

4 被害木の利用促進

（1）被害木をチップ工場等へ搬出する場合、原則として、県内のチップ工場等とし、破砕後の木片の厚さが6mm（木材チップパーにより破砕する場合にあつては、15mm。）以下となるように破砕することのできる工場等でなければならない。

なお、搬出の際は、事前に売買契約等を締結するものとし、令和9年3月15日までに破砕を完了することを条件としなければならない。

（2）チップ工場等へ搬入する際は、積み荷を特定できるよう荷番号をスプレー等で明示すること。

（3）チップ工場等に伐採木を搬入した場合、チップ工場等が発行する搬入伝票に売買契約名及び搬入荷番号を明記し、その都度（搬入伝票毎）搬入先工場担当者の検印を受けて、管理資料として整理すること。

（4）受託者は、チップ工場等への搬入時期を調整し、令和9年3月15日までに破砕を完了すること。

5 駆除済みの証

受託者は、駆除措置が終了した被害木の伐根に一連番号をナンバーテープ等を使用して明示すること。

6 駆除野帳

（1）受託者は、前項で明示した番号順に所在地、根元直径、幹材積、全木材積等を別紙様式2に記載し、提出すること。

（2）幹材積については、駆除立木の伐倒直前又は直後に根元直径を計測し、別紙「鳥取県マツ根株材積表」によるものとし、全木材積（駆除材積）は、幹材積の1.2倍とする。

（3）根元直径は、地際から10cmの高さの最小径を計測し、表皮を含むものとする。

7 写真記録

次の事項について撮影し、管理資料を作成すること。

なお、デジタル写真による撮影、管理の場合は、原則として画像編集したものは認めない。

(1) 伐倒措置

- ア 施工箇所の全景、及び枯損状況の代表部分を適宜撮影すること。
- イ 伐採木の根元直径について、伐採木本数全体の5%以上（最大50本）を特定の直径階に偏らないよう撮影すること。
- ウ 玉切り、枝払い、集積状況について、適宜、撮影すること。
- エ 第2の1の(2)の葉色の変化したマツを駆除する場合は、当該木のヤニの吹き出し状況を撮影しておくこと。

(2) 破砕又は焼却措置

伐採木本数全体について、適宜、破砕又は焼却日時、被害木番号を黒板に記載し、その黒板とともに破砕又は焼却状況を撮影し、管理資料を作成すること。

(3) その他

その他監督員が指示する状況等を撮影し管理資料を作成すること。

8 事業費

当該作業完了後、次のとおり事業費を変更するものとする。

(1) 伐倒、枝払い、玉切り及び薬剤散布費

伐倒したマツの根元直径に応じて変更

(2) 集材費

伐倒したマツの根元直径及び集材距離に応じて変更

(3) 運搬費

搬出先のチップ工場等が発行する伝票の重量に応じて変更

9 その他

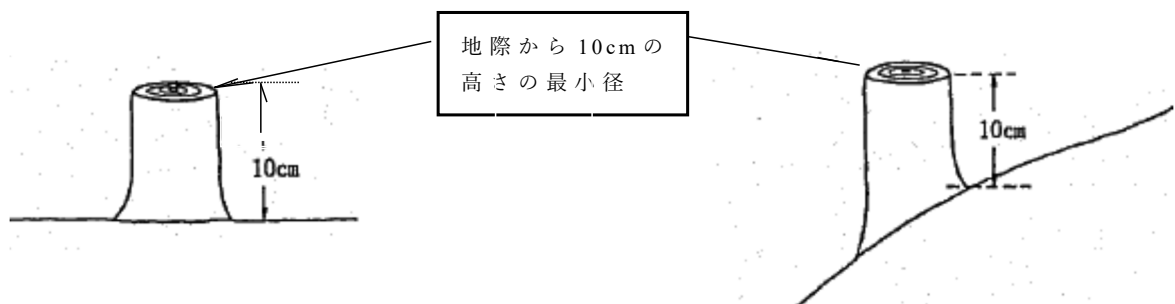
使用した移動式チップパー等の使用状況が確認できる書類を取りまとめること。

鳥取県マツ根株材積表

根元直径 (cm)	幹材積 (m ³)		根元直径 (cm)	幹材積 (m ³)
4	0.002		38	0.661
6	0.005		40	0.757
8	0.011		42	0.861
10	0.020		44	0.973
12	0.032		46	1.094
14	0.048		48	1.120
16	0.068		50	1.216
18	0.092		52	1.315
20	0.122		54	1.419
22	0.157		56	1.526
24	0.197		58	1.637
26	0.243		60	1.752
28	0.296		62	1.871
30	0.355		64	1.994
32	0.420		66	2.121
34	0.493		68	2.252
36	0.573		※70cm以上は、毎木材積調査を行う。	

(根元直径の測定方法)

- 1 根元直径の計測は、2 c m括約とする。
例) 20.0 c mの場合、19.0 c m以上21.0 c m未満の範囲。
- 2 根元直径は地際から1 0 c mの高さの最小径（表皮を含む）とする。



驅 除 野 帳

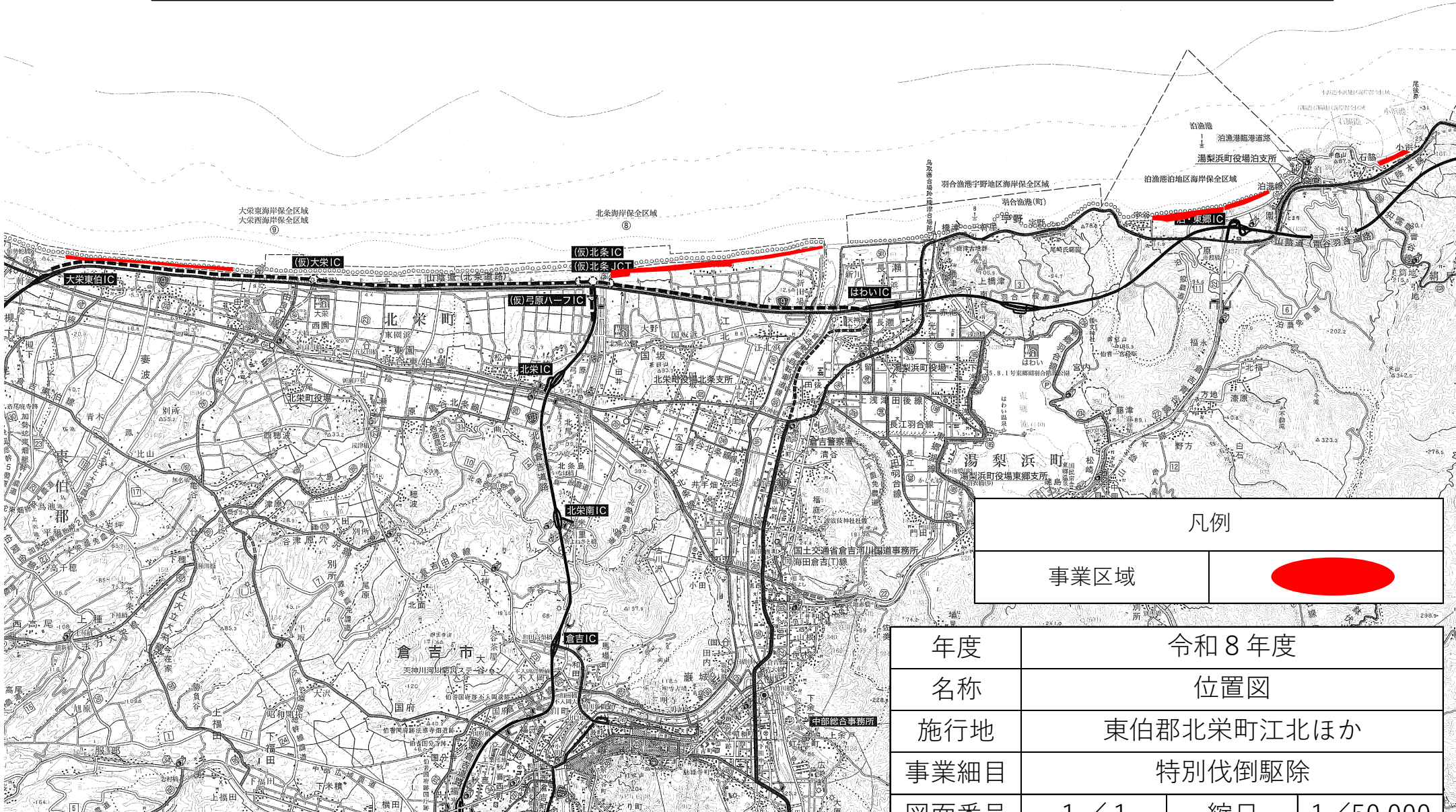
No.

[illegible]

数量総括表

種 別	数量	単位	備 考
(特別伐倒駆除、江北ほか)			
伐倒・枝払・玉切	180.000	m3	根元直径=20cm、傾斜0～15度未満
木寄・集材（幹）	138.600	m3	根元直径=18～24cm未満、運搬距離400～600m未満
木寄（枝条）	41.400	m3	
林内チップ化（枝条）	41.400	m3	
チップ敷均し	41.400	m3	
チップパー賃料	1	式	20KW
敷鉄板	20	枚	22×1524×3048、802kg/枚、60日
駆除材積込（機械積込）	138.600	m3	
チップ用材運搬	28.000	台	4 t クラス、運搬距離20km
チップ販売	110.880	t	
(特別伐倒駆除、宇谷ほか)			
伐倒・枝払・玉切	100.000	m3	根元直径=18cm以下、傾斜0～15度未満
木寄・集材（幹）	77.000	m3	根元直径=12～18cm未満、運搬距離400～600m未満
木寄（枝条）	23.000	m3	
林内チップ化（枝条）	23.000	m3	
チップ敷均し	23.000	m3	
チップパー賃料	1	式	20KW
駆除材積込（機械積込）	77.000	m3	
チップ用材運搬	31.000	台	2 t クラス、運搬距離20km
チップ販売	61.600	t	
(特別伐倒駆除、石脇)			
伐倒・枝払・玉切	15.000	m3	根元直径=20cm、傾斜0～15度未満
木寄・集材（幹）	11.550	m3	根元直径=18～24cm未満、運搬距離200～400m未満
木寄（枝条）	3.450	m3	
林内チップ化（枝条）	3.450	m3	
チップ敷均し	3.450	m3	
チップパー賃料	1	式	20KW
駆除材積込（機械積込）	11.550	m3	
チップ用材運搬	3.000	台	4 t クラス、運搬距離30km
チップ販売	9.240	t	
(特別伐倒駆除、大谷)			
伐倒・枝払・玉切	55.0000	m3	根元直径=18cm以下、傾斜0～15度未満、地表状況 難（+10%）
木寄せ	55.0000	m3	大谷①：人力集材15m3、大谷②：木寄せ40m3
林内チップ化	55.0000	m3	
チップ敷均し	55.0000	m3	
チップパー賃料	1	式	20KW

中部海岸地区松くい虫駆除業務（1工区）位置図



中部海岸地区松くい虫駆除業務（1工区）平面図



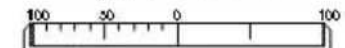
箇所：北栄町大谷付近

凡例	
特別伐倒駆除区域	

大谷②

年度	令和 8 年度		
名称	平面図		
施行地	東伯郡北栄町江北ほか		
図面番号	1 / 8	縮尺	1 / 5,000

縮尺 1 : 5000





中部海岸地区松くい虫駆除業務（1工区）平面図

箇所：北栄町大谷・妻波付近

大谷②

大谷②



凡例

特別伐倒駆除区域



年度

令和 8 年度

名称

平面図

施行地

東伯郡北栄町江北ほか

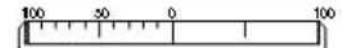
図面番号

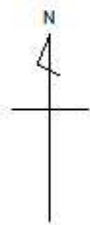
2 / 8

縮尺

1 / 5,000

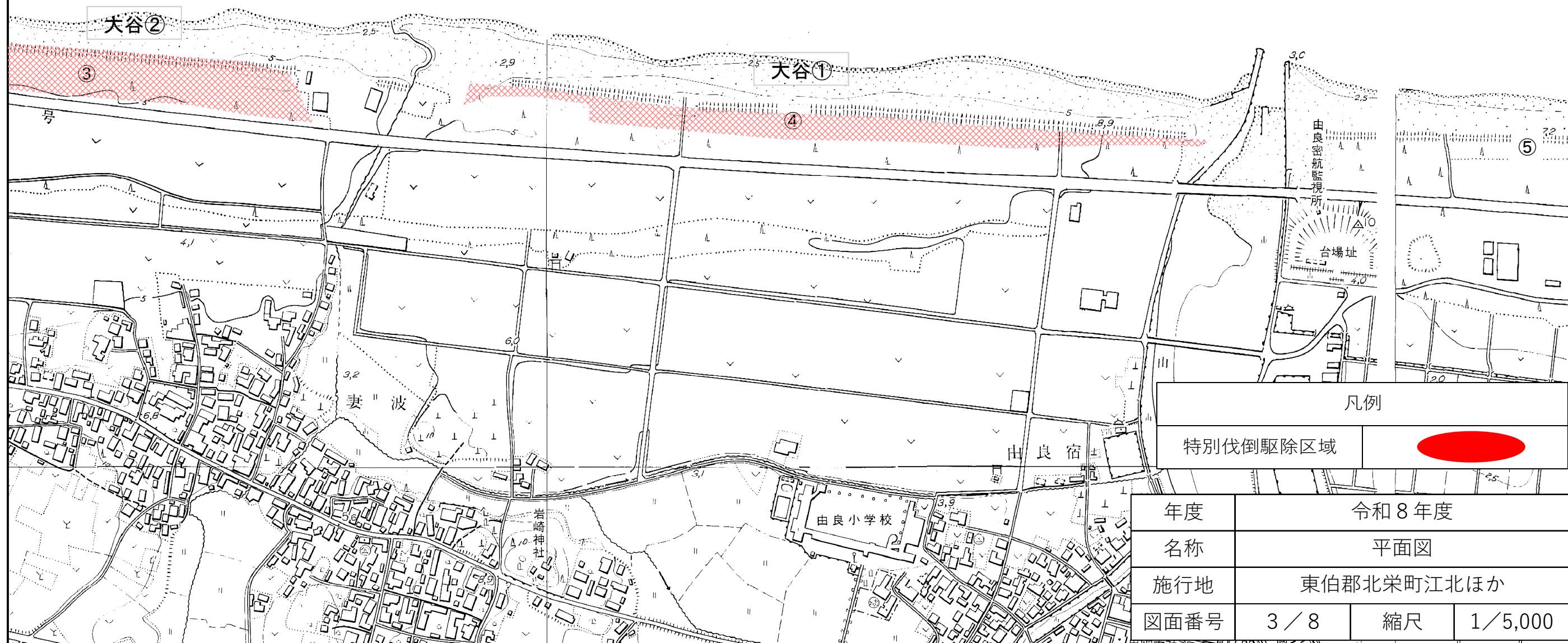
縮尺 1 : 5000





中部海岸地区松くい虫駆除業務（1工区）平面図

箇所：北栄町妻波・由良宿付近

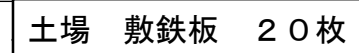


100 0 100 200 300 400m

1:5000



箇所：北栄町田井・国坂付近



凡 例	
特別伐倒駆除区域	
土 場	

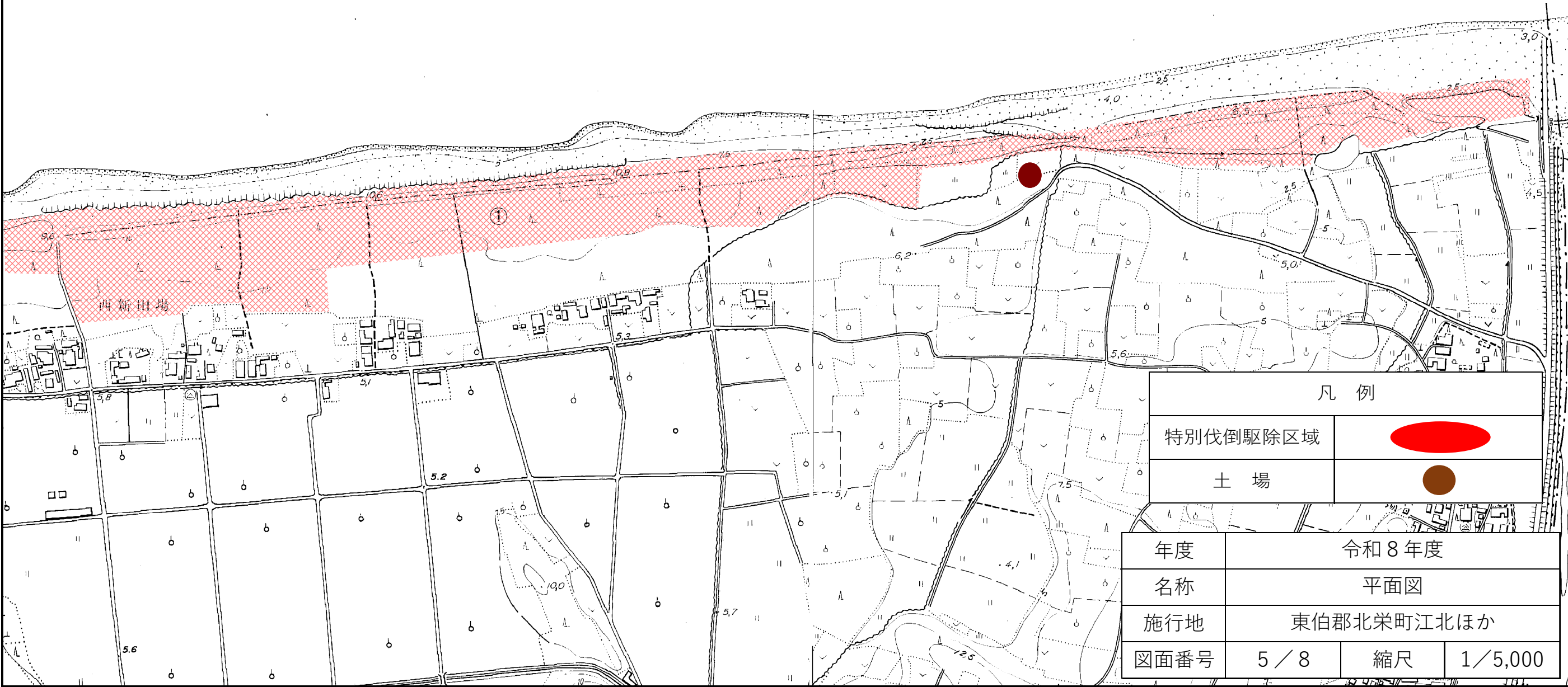
年度	令和 8 年度		
名称	平面図		
施行地	東伯郡北栄町江北ほか		
図面番号	4 / 8	縮尺	1 / 5,000

1:5000



中部海岸地区松くい虫駆除業務（1工区）平面図

箇所：北栄町江北付近



凡 例	
特別伐倒駆除区域	
土 場	

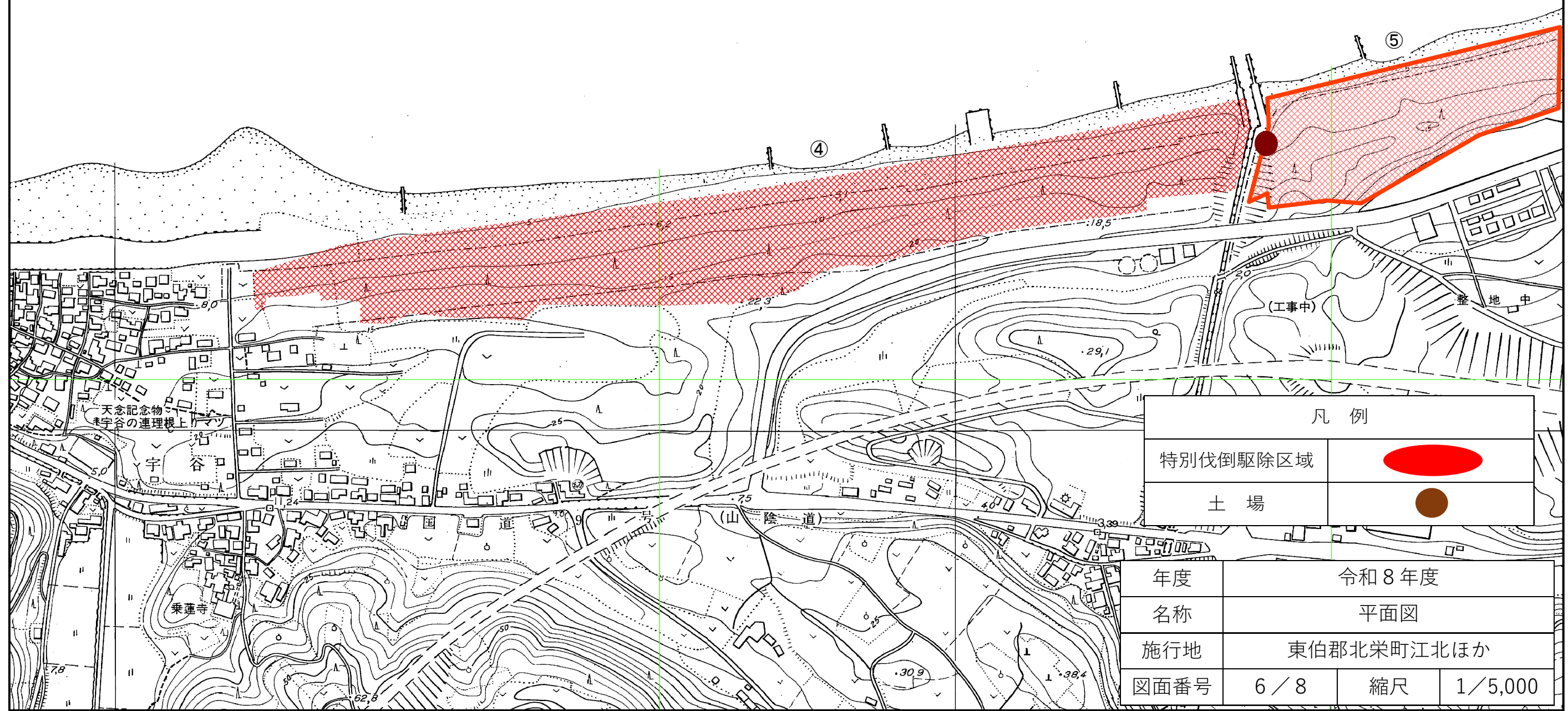
年度	令和 8 年度		
名称	平面図		
施行地	東伯郡北栄町江北ほか		
図面番号	5 / 8	縮尺	1 / 5,000



1:5000

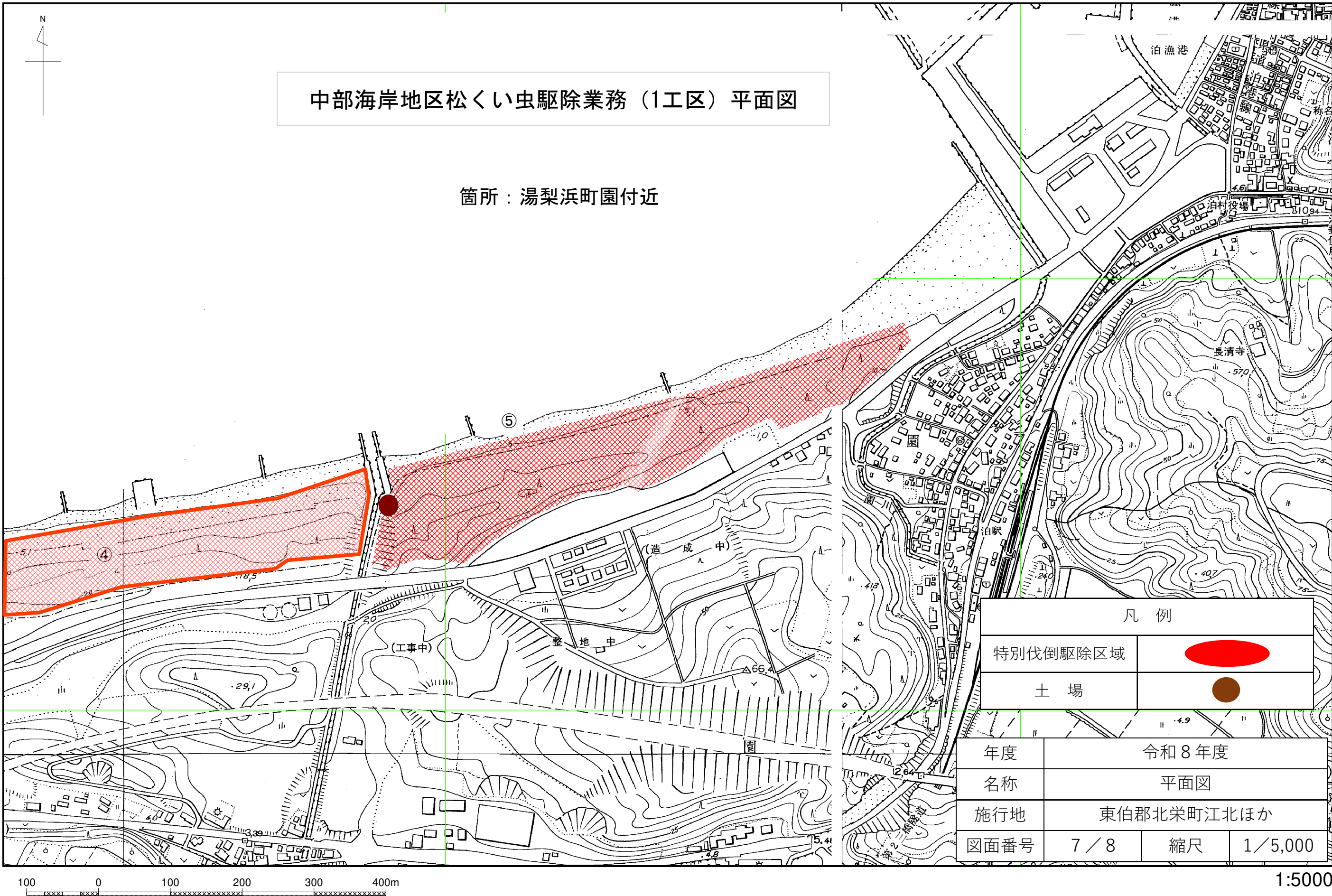
中部海岸地区松くい虫駆除業務（1工区）平面図

箇所：湯梨浜町宇谷付近



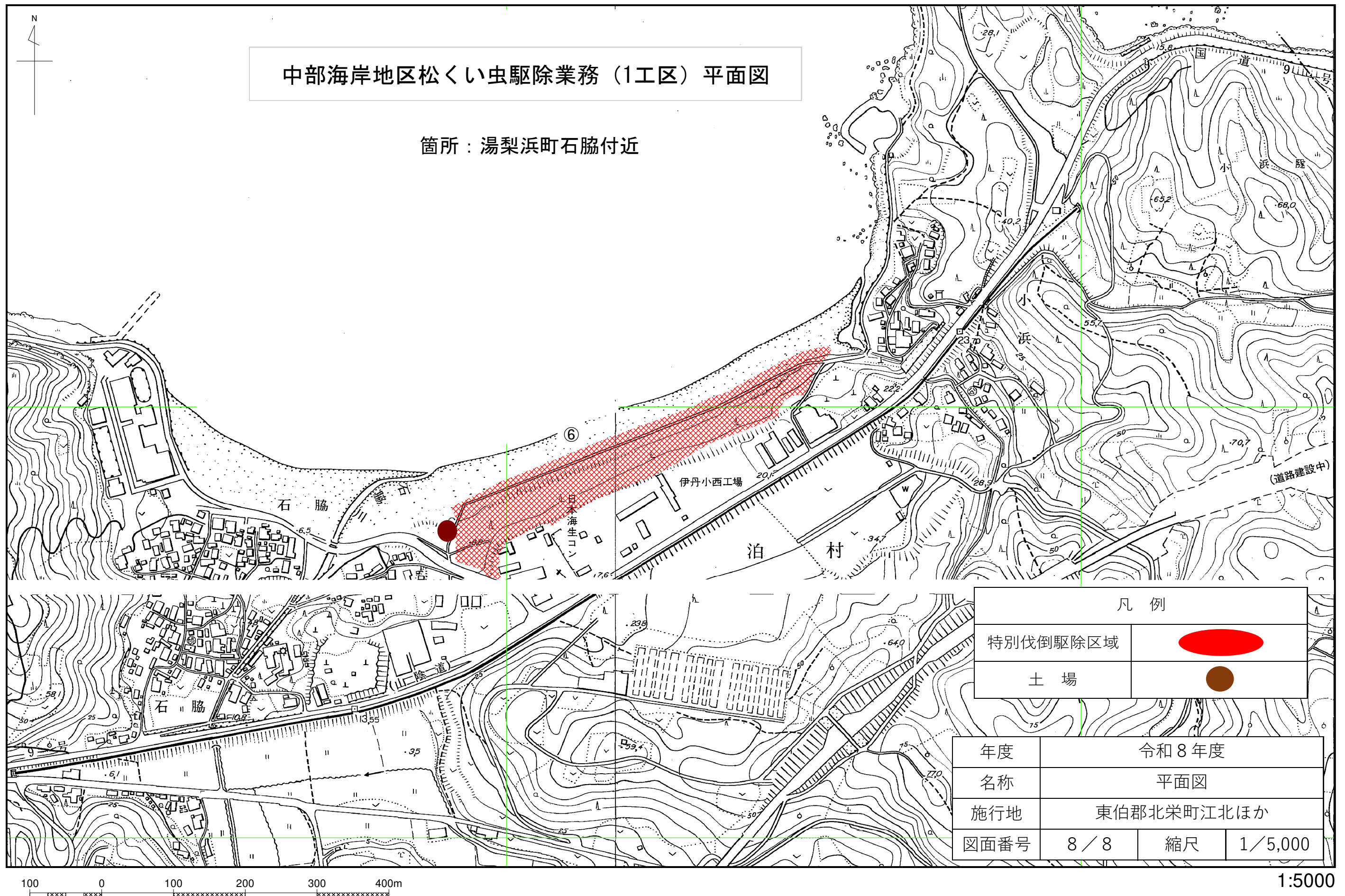
100 0 100 200 300 400m

1:5000



中部海岸地区松くい虫駆除業務（1工区）平面図

箇所：湯梨浜町石脇付近



参 考 資 料

「積算関係資料の注意書き」

本業務は前払い補正の対象外であることから、前払い補正がかからないように設計しています。積算システム上の問題により総括情報表の前払率が40%となっていますが、前払いはしません。

(別紙)

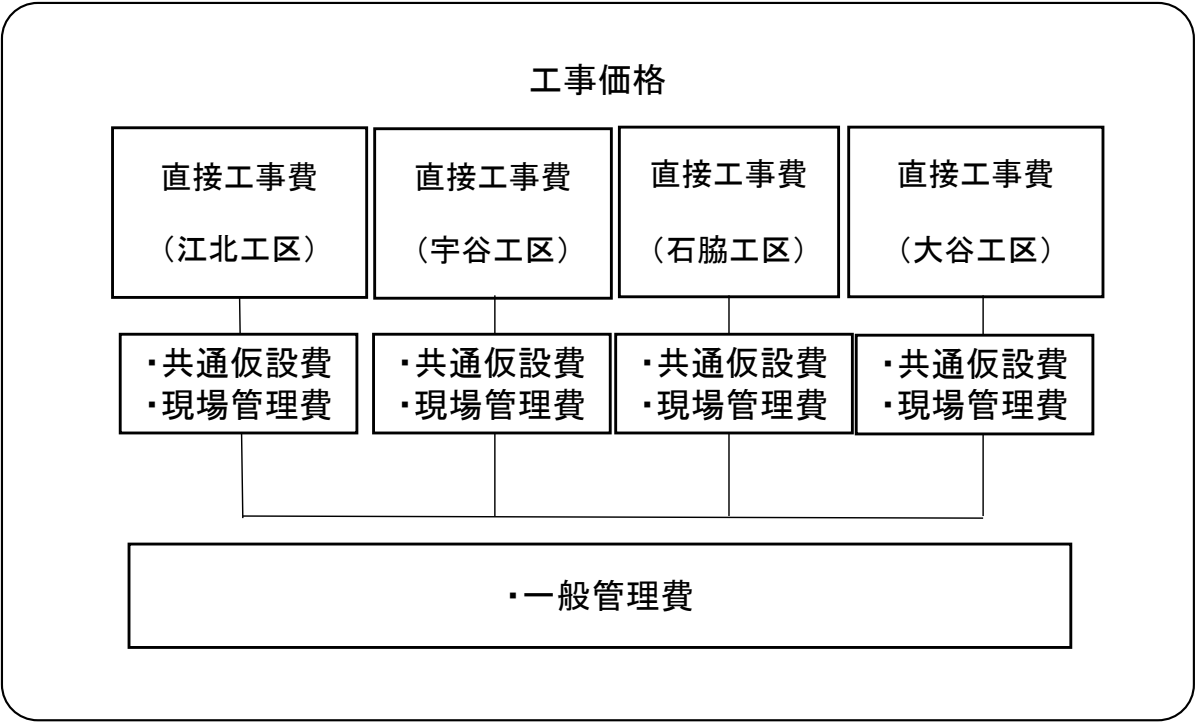
施工箇所が点在する工事の間接工事費の積算方法 現場説明書

本工事における共通仮設費及び現場管理費の金額は、事業箇所毎に算出した共通仮設費及び現場管理費を合計した金額としている。

一般管理費については、事業箇所ごとの直接工事費を合計した金額から算出している。

事業箇所名	施工箇所名
江北工区	東伯郡北栄町江北
宇谷工区	東伯郡湯梨浜町宇谷
石脇工区	東伯郡湯梨浜町石脇
大谷工区	東伯郡北栄町大谷

《工事費体系イメージ図》



施 工 箇 所 点 在 調 整 表

頁0-0001

地区名	江北	宇谷	石脇	大谷	計	備 考
ファイル名 設計書番号 費目名	08-016608-00001-1-1 (R 08-01660800001-10	08-016608-00001-1-2 (R 08-01660800001-10	08-016608-00001-1-3 (R 08-01660800001-10	08-016608-00001-1-4 (R 08-01660800001-10	中	
	本工事費	本工事費	本工事費	本工事費		
直接工事費						
現場環境改善費						
共通仮設費						
共通仮設費計						
純工事費						
現場管理費						
工事原価						
一般管理費						
工事価格						
消費税相当額						
＊ ＊ 合 計 ＊ ＊						

施 工 箇 所 点 在 調 整 表

頁0-0002

地区名	施工箇所点在調整計					備 考
ファイル名 設計書番号 費目名						
直接工事費						
現場環境改善費						
共通仮設費						
共通仮設費計						
純工事費						
現場管理費						
工事原価						
一般管理費						
工事価格						
消費税相当額						
＊ ＊ 合 計 ＊ ＊						

総括情報表

頁0-0003

事務所 設計書名 変更回数 事業名 適用単価区分 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系 ファイル名	13 中部総合事務所農林局 設計書 当初 08-*****-00001-10 0 1 実施単価 21 北栄町（旧北条町） 00-08. 09. 10 (0) 1 治山		
	当 世 代		前 世 代
前払率（%） 工種区分 施工地域・施工場所 契約保証区分 豪雪割増 週休二日補正係数 消費税率（%）	40 17 森林整備B 19 補正なし 03 補正しない 02 豪雪割増あり 13 完全週休2日 10		

08-*****-00001-10

08-016608-016610-T-0

工事内訳書

頁0-0004

費目・工種・施工名称など		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
本工事費										X1000	
特別伐倒除	枝条破碎									Y1999	(レベ°R1)
施工地	江北									Y2999	(レベ°R2)
運搬	トラック運搬 20km	1			式					工種 第0001号表	
										Y2999	(レベ°R2)
直接工事費		1			式					工種 第0002号表	
運搬費										Z0003	
					式						
	仮設材等(鋼矢板, H鋼, 覆工板, 敷鉄板等)運搬 運搬距離 7km 製品長 12m以内									S1000007 00	
		1			式					A=7, B=1, C=1, D=1, E=16. 04, F=1, H=1, J=1, L=1	
準備費										施工 第0 -0019号表	080910
					式					Z0004	
	チップ販売収入									V0019 00	
		110. 88			トン					施工 第0 -0022号表	080910

08-*****-00001-10

鳥 取 県

工事内訳書

頁0-0005

	費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
共通仮設費							
				式			
共通仮設費計							
純工事費							
現場管理費							
				式			
工事原価							
一般管理費等							
				式			
工事価格							
工事価格計							
消費税等相当額計							
				式			

08-*****-00001-10

鳥 取 県

工事内訳書

頁0-0006

	費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
工事費計							

08-*****-00001-10

鳥 取 県

工 種 ・ 施 工 名 称 など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
伐倒・枝払・玉切 根元直径20cm 地表状況 傾斜0-15度	180	m3			V0001 00 施工 第0 -0001号表
木寄・集材 (2t積・直取り) 根元直径18cm-24cm未満 運搬距離400m-600m未満 伐倒材積×0.77 (幹部)	138.6	m3			V0017 00 施工 第0 -0003号表
木寄 グラップル木寄 0.25クラス 伐倒材積×0.23 (枝条部)	41.4	m3			V0003 00 施工 第0 -0008号表
木材チップ化 20kw級チップパー 伐倒材積×0.23 (枝条部)	41.4	m3			V0009 00 施工 第0 -0010号表
木材チップ敷均し	41.4	m3			V0012 00 施工 第0 -0012号表
チップパー賃料 20kw	1	式			F0006 00
仮設費					Y3999 (レベル3)
敷鉄板設置・撤去	93	m2			STF08010 00 A=1 施工 第0 -0013号表
敷鉄板賃料 22×1524×3048, 802kg/枚 賃貸期間60日	20	枚			S1050029 00 A=3, B=1, C=60, D=2 施工 第0 -0015号表

工 種 ・ 施 工 名 称 など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
単位当り	1	式			

トラック運搬 20km							
工 種 ・ 施 工 名 称 など		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
駆除材積込（機械積込） 輸送トラック等への積込							V0005 00
		138.6		m 3			施工 第0 -0016号表
チップ用材運搬費 20km 4tクラス 搬入先：鳥取県中部森林組合三朝支所							V0007 00
		28		台			施工 第0 -0018号表
単位当り							
		1		式			

根元直径 2 0 cm		地表状況 傾斜0-15度				10 m 3 当り	
名 称 ・ 規 格 な ど		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
特殊作業員		2.8		人			RTPC00001
普通作業員		2.8		人			RTPC00002
チェーンソー運転 排気量60cc 標準鋸長500mm		5.6		日			V0002 施工 第0-0002号表
合計		10		m 3			
単位当り		1		m 3			

グラップル木寄		V0011	施 工 単 価 表		施工 第0 -0004号表	頁0-0013	
ベースマシン0.25クラス						1	h 当り
名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考		
グラップル損料 0.25クラス	1	h			F0014		
軽油 小型ローリー (パトロール給油)	5.9	L			F0004		
単位当り	1	h					
08-*****-00001-10			鳥 取 県				

グラップル積込		V0011	施 工 単 価 表		施工 第0 -0005号表	頁0-0014	
ベースマシン0.25クラス						1	h 当り
名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考		
グラップル損料 0.25クラス	1	h			F0014		
軽油 小型ローリー (パトロール給油)	5.9	L			F0004		
単位当り	1	h					
08-*****-00001-10			鳥 取 県				

施 工 单 价 表

10 m 3 当り

[illegible]

08-*****-00001-10

鳥 取 県

施 工 单 价 表

1 目 当り

[illegible]

08-*****-00001-10

鳥取県

施 工 单 价 表

100 m2 当り

[illegible]

08-*****-00001-10

鳥 取 県

機-28 バックホウ運転(賃料)

S9035

施 工 单 价 表

施工 第0 -0014号表

1 目 当り

[illegible]

08-*****-00001-10

鳥 取 県

$22 \times 1524 \times 3048, 802\text{kg/枚}$

S1050029
0目

施工単価表

施工 第0 -0015号表

頁0-0025

1 枚 当り

[illegible]

08-*****-00001-10

鳥 取 県

輸送トラック等への積込

V0005

施 工 单 价 表

施工 第0 -0016号表

頁0-0026

10 m 3 当 9

[illegible]

08-*****-00001-10

鳥 取 県

バックホウ運転 0.45クラス		V0006	施 工 単 価 表		施工 第0 -0017号表	頁0-0027	
名称・規格など		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考	1 h 当り
特殊運転手		0.17	人			RTPC00006	
機械損料 0.45クラス		1	h			F0012	
軽油 小型ローリー（パトロール給油）		8.6	L			F0004	
単位当り		1	h				
08-*****-00001-10		鳥 取 県					

チップ用材運搬費 20km 4tクラス		V0007	施 工 単 価 表		施工 第0 -0018号表	頁0-0028	
名称・規格など		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考	1 台 当り
トラック運賃 中型車 20km 4tクラス		1	台			F0010	
単位当り		1	台				
08-*****-00001-10		鳥 取 県					

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
基本運賃 運搬距離 7km 製品長 12m以内 運搬質量 16.04t	1.000	式			S1000009 施工 第0-0020号表
往復					+00
積込み, 取卸しに要する費用	1.000	式			S1000009 施工 第0-0021号表
単位当り	1	式			
A=7 運搬距離(km) C=1 - E=16.04 運搬質量(t) H=1 - L=1 基地積込み・取卸し, 現場積込み・取卸し			B=1 12m以内 D=1 - F=1 - J=1 -		

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
基本運賃	1.000	式			JU001
t当り基本運賃	16.040	t			E0001
単位当り	1	式			
A=1 基本運賃 C=1 12m以内			B=7 運搬距離(km) D=16.04 運搬質量(t)		

S1000009

施工 第0 -0021号表

頁0-0031

1 式 当り

[illegible]

08-*****-00001-10

鳥 取 県

V0019

施工 第0 -0022号表

頁0-0032

1 トン 当り

[illegible]

08-*****-00001-10

鳥取県

総括情報表

頁0-0001

事務所 設計書名 変更回数 事業名 適用単価区分 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系 ファイル名	13 中部総合事務所農林局 設計書 当初 08-*****-00001-10 0 1 実施単価 18 湯梨浜町（旧泊村） 00-08. 09. 10 (0) 1 治山		
	当 世 代		前 世 代
前払率（%） 工種区分 施工地域・施工場所 契約保証区分 豪雪割増 週休二日補正係数 消費税率（%）	40 17 森林整備B 19 補正なし 03 補正しない 02 豪雪割増あり 13 完全週休2日 10		

08-*****-00001-10

08-016608-016624-T-0

工事内訳書

頁0-0002

費目・工種・施工名称など		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
本工事費										X1000	
特別伐倒除										Y1999	(レベ°R1)
枝条破碎											
施工地	宇谷									Y2999	(レベ°R2)
		1			式					工種 第0001号表	
運搬	トラック運搬 20km									Y2999	(レベ°R2)
		1			式					工種 第0002号表	
直接工事費											
準備費										Z0004	
					式						
	チップ販売収入									V0019	00
		61.6			トン					施工 第0 -0016号表	080910
共通仮設費											
					式						
共通仮設費計											

08-*****-00001-10

鳥 取 県

工事内訳書

頁0-0003

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
純工事費										
現場管理費										
工事原価				式						
一般管理費等										
工事価格				式						
工事価格計										
消費税等相当額計										
工事費計				式						

08-*****-00001-10

鳥 取 県

施工地 宇谷

Y2999

工種明細書

工種 第0001号表

頁0-0004

工 種 ・ 施 工 名 称 など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
伐倒・枝払・玉切 根元直径 1 8 cm以下 地表状況 傾斜0-15度	100		m	3					V0001 00	
木寄・集材 (2t積・直取り) 根元直径 1 2 cmー 1 8 cm未満 運搬距離400m-600m未満 伐倒材積×0.77 (幹部)	77		m	3					施工 第0 -0001号表 V0017 00	
木寄 グラップル木寄 0.25クラス 伐倒材積×0.23 (枝条部)	23		m	3					施工 第0 -0003号表 V0003 00	
木材チップ化 20kw級チップー 伐倒材積×0.23 (枝条部)	23		m	3					施工 第0 -0008号表 V0009 00	
木材チップ敷均し	23		m	3					施工 第0 -0010号表 V0012 00	
チップー賃料 20kw	1		式						施工 第0 -0012号表 F0006 00	
単位当たり	1		式							

08-*****-00001-10

鳥 取 県

トラック運搬 20km		工 種 ・ 施 工 名 称 な ど		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
駆除材積込（機械積込） 輸送トラック等への積込									V0005 00
				77		m 3			施工 第0 -0013号表
チップ用材運搬費 20km 2tクラス 搬入先：鳥取県中部森林組合三朝支所									V0007 00
				31		台			施工 第0 -0015号表
単位当り									
				1		式			

根元直径1.8cm以下		地表状況 傾斜0-15度						10	m 3	当り
名 称 ・ 規 格 な ど		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考			
特殊作業員		3.45		人			RTPC00001			
普通作業員		3.45		人			RTPC00002			
チェーンソー運転 排気量60cc 標準鋸長500mm		6.9		日			V0002 施工 第0-0002号表			
合計		10		m 3						
単位当り		1		m 3						

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
チェーンソー損料 (排気量60cc)	1	日			F0002
混合油	0.76	L			F0003
潤滑油 (チェーンオイル) 生分解性	0.42	L			F0005
***単位当たり**	1	日			

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
特殊運転手	0.54	人			RTPC00006
普通作業員	0.95	人			RTPC00002
グラップル木寄 ベースマシン0,25クラス	2.3	h			V0011 施工 第0-0004号表
グラップル積込 ベースマシン0,25クラス	1.48	h			V0011 施工 第0-0005号表
小型不整地運搬車 2.0t積	0.83	日			V0004 施工 第0-0006号表
グラップル桟積 ベースマシン0,25クラス	0.67	h			V0011 施工 第0-0007号表
合計	10	m 3			
***単位当たり**	1	m 3			

グラップル木寄		V0011	施 工 単 価 表		施工 第0 -0004号表	1	h	当り	頁0-0009
ベースマシン0.25クラス									
名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考				
グラップル損料 0.25クラス	1	h			F0014				
軽油 小型ローリー (パトロール給油)	5.9	L			F0004				
単位当り	1	h							
08-*****-00001-10			鳥 取 県						

グラップル積込		V0011	施 工 単 価 表		施工 第0 -0005号表	1	h	当り	頁0-0010
ベースマシン0.25クラス									
名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考				
グラップル損料 0.25クラス	1	h			F0014				
軽油 小型ローリー (パトロール給油)	5.9	L			F0004				
単位当り	1	h							
08-*****-00001-10			鳥 取 県						

小型不整地運搬車 2.0t積

V0004

施 工 单 价 表

施工 第0 -0006号表

頁0-0011

1 目 当り

[illegible]

08-*****-00001-10

鳥 取 県

グループ積

V0011

施 工 单 价 表

施工 第0 -0007号表

頁0-0012

1 h 当り

[illegible]

08-*****-00001-10

鳥取県

木寄
グラップル木寄 0.25クラス

V0003
伐倒材積×0.23 (枝条部)

施工 第0 -0008号表

10m3 当り

頁0-0013

施 工 単 価 表

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
グラップル運転 ベースマシン0,25クラス	2.3	h			V0018 施工 第0-0009号表
合計	10	m3			
単位当り	1	m3			
08-*****-00001-10					鳥 取 県

グラップル運転
ベースマシン0,25クラス

V0018

施工 第0 -0009号表

1h 当り

頁0-0014

施 工 単 価 表

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
特殊運転手	0.2	人			RTPC00006
グラップル損料 0.25クラス	1	h			F0014
軽油 小型ローリー (パトロール給油)	5.9	L			F0004
単位当り	1	h			
08-*****-00001-10					鳥 取 県

施 工 单 价 表

10 m 3 当り

[illegible]

08-*****-00001-10

鳥 取 県

施 工 单 价 表

1 目 当り

[illegible]

08-*****-00001-10

鳥取県

木材チップ敷均し		V0012	施 工 単 価 表		施工 第0 -0012号表	頁0-0017	
						1	m 3 当り
名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考		
普通作業員	0.11	人			RTPC00002		
単位当り	1	m 3					
08-*****-00001-10			鳥 取 県				

駆除材積込（機械積込） 輸送トラック等への積込		V0005	施 工 単 価 表		施工 第0 -0013号表	頁0-0018	
						10	m 3 当り
名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考		
普通作業員	0.25	人			RTPC00002		
バックホウ運転 0.45クラス	1.79	h			V0006 施工 第0-0014号表		
バックホウ用掴み装置損料 開口部1,700-2,000	1.79	h			F0013		
合計	10	m 3					
単位当り	1	m 3					
08-*****-00001-10			鳥 取 県				

バックホウ運転 0.45クラス		V0006	施 工 単 価 表		施工 第0 -0014号表	頁0-0019	
名 称 ・ 規 格 な ど		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考	1 h 当り
特殊運転手		0.17	人			RTPC00006	
機械損料 0.45クラス		1	h			F0012	
軽油 小型ローリー (パトロール給油)		8.6	L			F0004	
単位当り		1	h				
08-*****-00001-10		鳥 取 県					

チップ用材運搬費 20km 2tクラス		V0007	施 工 単 価 表		施工 第0 -0015号表	頁0-0020	
名 称 ・ 規 格 な ど		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考	1 台 当り
トラック運賃 中型車 20km 2tクラス		1	台			F0010	
単位当り		1	台				
08-*****-00001-10		鳥 取 県					

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
チップ工場引取価格	1	t			F0018
単位当り	1	トン			

総括情報表

頁0-0001

事務所 設計書名 変更回数 事業名 適用単価区分 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系 ファイル名	13 中部総合事務所農林局 設計書 当初 08-*****-00001-10 0 1 実施単価 18 湯梨浜町（旧泊村） 00-08. 09. 10 (0) 1 治山		
	当 世 代		前 世 代
前払率（%） 工種区分 施工地域・施工場所 契約保証区分 豪雪割増 週休二日補正係数 消費税率（%）	40 17 森林整備B 19 補正なし 03 補正しない 02 豪雪割増あり 13 完全週休2日 10		

08-*****-00001-10

08-016608-016625-T-0

工事内訳書

頁0-0002

費目・工種・施工名称など		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
本工事費										X1000	
特別伐倒除										Y1999	(レベ°ル1)
枝条破碎											
施工地	石脇									Y2999	(レベ°ル2)
		1			式					工種 第0001号表	
運搬	トラック運搬 30km									Y2999	(レベ°ル2)
		1			式					工種 第0002号表	
直接工事費											
準備費										Z0004	
					式						
	チップ販売収入									V0019	00
		9.24			トン					施工 第0 -0016号表	080910
共通仮設費											
					式						
共通仮設費計											

08-*****-00001-10

鳥 取 県

工事内訳書

頁0-0003

	費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
純工事費											
現場管理費											
工事原価					式						
一般管理費等											
工事価格					式						
工事価格計											
消費税等相当額計											
工事費計					式						

08-*****-00001-10

鳥 取 県

施工地 石脇

Y2999

工種明細書

工種 第0001号表

頁0-0004

工	種	・	施	工	名	称	な	ど	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
																	V0001	00
									15		m	3					施工	第0 -0001号表
																	V0017	00
									11.55		m	3					施工	第0 -0003号表
																	V0003	00
									3.45		m	3					施工	第0 -0008号表
																	V0009	00
									3.45		m	3					施工	第0 -0010号表
																	V0012	00
									3.45		m	3					施工	第0 -0012号表
																	F0006	00
									1			式						
									1			式						

08-*****-00001-10

鳥 取 県

トラック運搬 30km						
工 種 ・ 施 工 名 称 など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
駆除材積込（機械積込） 輸送トラック等への積込						V0005 00
	11.55	m	3			施工 第0 -0013号表
チップ用材運搬費 30km 4tクラス 搬入先：鳥取県中部森林組合三朝支所						V0007 00
	3	台				施工 第0 -0015号表
単位当り						
	1	式				

08-*****-00001-10

鳥 取 県

根元直径20cm 地表状況 傾斜0-15度						
名 称 ・ 規 格 な ど	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
特殊作業員	2.8	人				RTPC00001
普通作業員	2.8	人				RTPC00002
チェーンソー運転 排気量60cc 標準鋸長500mm	5.6	日				V0002 施工 第0-0002号表
合計	10	m	3			
単位当り	1	m	3			

08-*****-00001-10

鳥 取 県

グラップル木寄		V0011	施 工 単 価 表		施工 第0 -0004号表	1	h	当り	頁0-0009
ベースマシン0.25クラス									
名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考				
グラップル損料 0.25クラス	1	h			F0014				
軽油 小型ローリー (パトロール給油)	5.9	L			F0004				
単位当り	1	h							
08-*****-00001-10			鳥 取 県						

グラップル積込		V0011	施 工 単 価 表		施工 第0 -0005号表	1	h	当り	頁0-0010
ベースマシン0.25クラス									
名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考				
グラップル損料 0.25クラス	1	h			F0014				
軽油 小型ローリー (パトロール給油)	5.9	L			F0004				
単位当り	1	h							
08-*****-00001-10			鳥 取 県						

小型不整地運搬車 2.0t積

V0004

施 工 单 价 表

施工 第0 -0006号表

頁0-0011

1 目 当り

[illegible]

08-*****-00001-10

鳥 取 県

グループ積

V0011

施 工 单 价 表

施工 第0 -0007号表

頁0-0012

1 h 当り

[illegible]

08-*****-00001-10

鳥取県

[illegible]

08-*****-00001-10

鳥取県

[illegible]

08-*****-00001-10

鳥 取 県

木材チップ敷均し		V0012	施 工 単 価 表		施工 第0 -0012号表	頁0-0017	
						1	m 3 当り
名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考		
普通作業員	0.11	人			RTPC00002		
単位当り	1	m 3					
08-*****-00001-10			鳥 取 県				

駆除材積込（機械積込） 輸送トラック等への積込		V0005	施 工 単 価 表		施工 第0 -0013号表	頁0-0018	
						10	m 3 当り
名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考		
普通作業員	0.25	人			RTPC00002		
バックホウ運転 0.45クラス	1.79	h			V0006 施工 第0-0014号表		
バックホウ用掴み装置損料 開口部1,700-2,000	1.79	h			F0013		
合計	10	m 3					
単位当り	1	m 3					
08-*****-00001-10			鳥 取 県				

バックホウ運転 0.45クラス		V0006	施 工 単 価 表		施工 第0 -0014号表	頁0-0019	
名 称 ・ 規 格 な ど		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考	1 h 当り
特殊運転手		0.17	人			RTPC00006	
機械損料 0.45クラス		1	h			F0012	
軽油 小型ローリー (パトロール給油)		8.6	L			F0004	
単位当り		1	h				
08-*****-00001-10		鳥 取 県					

チップ用材運搬費 30km 4tクラス		V0007	施 工 単 価 表		施工 第0 -0015号表	頁0-0020	
名 称 ・ 規 格 な ど		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考	1 台 当り
トラック運賃 中型車 30km 4tクラス		1	台			F0010	
単位当り		1	台				
08-*****-00001-10		鳥 取 県					

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
チップ工場引取価格	1	t			F0018
単位当り	1	トン			

総括情報表

頁0-0001

事務所 設計書名 変更回数 事業名 適用単価区分 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系 ファイル名	13 中部総合事務所農林局 設計書 当初 08-*****-00001-10 0 1 実施単価 22 北栄町（旧大栄町） 00-08. 09. 10 (0) 1 治山		
	当 世 代		前 世 代
前払率（%） 工種区分 施工地域・施工場所 契約保証区分 豪雪割増 週休二日補正係数 消費税率（%）	40 17 森林整備B 19 補正なし 03 補正しない 02 豪雪割増あり 13 完全週休2日 10		

08-*****-00001-10

08-016608-016623-T-0

工事内訳書

頁0-0002

費目・工種・施工名称など		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費							X1000
特別伐倒除	全木破碎						Y1999 (レベ°R1)
施工地	大谷①						Y2999 (レベ°R2)
		1		式			工種 第0001号表
施工地	大谷②						Y2999 (レベ°R2)
		1		式			工種 第0002号表
チップー賃料							Y2999 (レベ°R2)
		1		式			工種 第0003号表
直接工事費							
共通仮設費				式			
共通仮設費計							
純工事費							

08-*****-00001-10

鳥 取 県

工事内訳書

頁0-0003

	費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
現場管理費							
				式			
工事原価							
一般管理費等							
				式			
工事価格							
工事価格計							
消費税等相当額計							
				式			
工事費計							

08-*****-00001-10

鳥 取 県

施工地 大谷①

Y2999

工種明細書

工種 第0001号表

頁0-0004

工 種 ・ 施 工 名 称 など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
伐倒・枝払・玉切 根元直径 1 8 cm以下 地表状況 難 傾斜0-15度	15		m 3			V0001 00 施工 第0 -0001号表
人力集材 単木材積0. 10m3以下 集材距離25m～35m	15		m 3			V0003 00 施工 第0 -0003号表
木材チップ化 20kw級チップパー	15		m 3			V0004 00 施工 第0 -0004号表
木材チップ敷均し	15		m 3			V0007 00 施工 第0 -0007号表
単位当り	1		式			

08-*****-00001-10

鳥 取 県

工 種 ・ 施 工 名 称 など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
伐倒・枝払・玉切 根元直径18cm以下 地表状況 難 傾斜0-15度	40	m 3			V0001 00 施工 第0 -0001号表
木寄せ グラップル木寄 0.25クラス	40	m 3			V0008 00 施工 第0 -0008号表
木材チップ化 20kw級チップパー	40	m 3			V0004 00 施工 第0 -0004号表
木材チップ敷均し	40	m 3			V0007 00 施工 第0 -0007号表
単位当り	1	式			

工 種 ・ 施 工 名 称 など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
チップー賃料 20kw	1	式			F0006 00
単位当り	1	式			

人力集材		V0003	施 工 単 価 表		施工 第0 -0003号表	頁0-0009	
単木材積0.10m3以下		集材距離25m～35m	10	m 3	当り		
名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考		
普通作業員	2	人			RTPC00002		
合計	10	m 3					
単位当り	1	m 3					
08-*****-00001-10		鳥 取 県					

木材チップ化		V0004	施 工 単 価 表		施工 第0 -0004号表	頁0-0010	
20kw級チップパー			10	m 3	当り		
名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考		
移動式チップパー運転 横入式 20kw級	0.73	日			V0005 施工 第0-0005号表		
グラップル運転 ベースマシン0,25クラス	3.97	h			V0006 施工 第0-0006号表		
合計	10	m 3					
単位当り	1	m 3					
08-*****-00001-10		鳥 取 県					

移動式チッパ
横入式 20kw級

V0005

施 工 单 价 表

施工 第0 -0005号表

頁0-0011

1 目 当り

[illegible]

08-*****-00001-10

鳥 取 県

グラッフル運転
ベースマシン0,25クラス

V0006

施工単価表

施工 第0 -0006号表

頁0-0012

1	h	当り
---	---	----

[illegible]

08-*****-00001-10

鳥取県

単価一覧表

(単位：円)

名 称	種 別	形状・寸法	数量	単 位	単 価	備 考
労務費	特殊作業員	—	1	人・日		R8年9月10日以降 土木工事実施設計単価表 週休2日補正(完全週休2日(土日))
	普通作業員	—	1	人・日		R8年9月10日以降 土木工事実施設計単価表 週休2日補正(完全週休2日(土日))
	運転手(特殊)	—	1	人・日		R8年9月10日以降 土木工事実施設計単価表 週休2日補正(完全週休2日(土日))
	土木一般世話役	—	1	人・日		R8年9月10日以降 土木工事実施設計単価表 週休2日補正(完全週休2日(土日))
	とび工	—	1	人・日		R8年9月10日以降 土木工事実施設計単価表 週休2日補正(完全週休2日(土日))
運搬費	トラック(2トン)	20kmまで	1	台		R8年度松くい虫等防除事業実施単価(秋期)
	トラック(4トン)	20kmまで	1	台		R8年度松くい虫等防除事業実施単価(秋期)
	トラック(4トン)	30kmまで	1	台		R8年度松くい虫等防除事業実施単価(秋期)
燃料費	ガソリン	レギュラー	1	リットル		R8年9月10日以降 土木工事実施設計単価表
	軽油	パトロール給油	1	リットル		R8年9月10日以降 土木工事実施設計単価表
	2サイクルオイル		1	リットル		R8年度松くい虫等防除事業実施単価(秋期)
	混合油	50:1	1	リットル		R8年度松くい虫等防除事業実施単価(秋期)
	潤滑油(チェンオイル)	生分解性	1	リットル		R8年度松くい虫等防除事業実施単価(秋期)
賃料	移動式チップパー	20kw	1	日		R8年度松くい虫等防除事業実施単価(秋期)
	小型不整地運搬車	2t積	1	日		R8年9月10日以降 土木工事実施設計単価表 長期割引単価(35%割引)
	バックホウ(クローラ型 クレーン付)	山積0.8m3 吊能力2.9t	1	日		R8年9月10日以降 土木工事実施設計単価表 長期割引単価(35%割引)
	敷鉄板(鋼板) 22×1524×3048、802kg/枚	90日以内	1	日		R8年9月10日以降 土木工事実施設計単価表
	敷鉄板(鋼板) 22×1524×3048、802kg/枚	整備費	1	枚		R8年9月10日以降 土木工事実施設計単価表
チップ工場引取価格		幹	1	トン		R8年度松くい虫等防除事業実施単価(秋期) 鳥取県中部森林組合三朝支所

(注) 小型不整地運搬車及びバックホウの機械賃料の単価は、貸借期間1ヶ月以上(長期割引単価)を適用した上で、有効数字3桁(4桁以降は切捨て)とする。

チップパー賃料計算表

(単位：日、円、m3)

施工地	日数	レンタル料	補償料等	基本料等	計	木材チップ化	チップパー賃料
江北	60					41.40	
宇谷						23.00	
石脇						3.45	
大谷						55.00	
計	60					122.85	

各施工地のチップパー賃料については、レンタル日数60日でレンタル料、補償料等、基本料等を合計したものを、各施工地の木材チップ化数量で案分したものである。

駆除材積等集計表(1工区)

	施工地	全木材積 (m3)	平均根元直径	林内運搬 (m)	備考
湯梨浜町	石脇	15.000	20cm	200～400m未満	特別伐倒駆除 (枝条破碎)
	宇谷、園	100.000	16cm	400～600m未満	
北栄町	江北、国坂、田井	180.000	20cm	400～600m未満	特別伐倒駆除 (全木破碎)
	大谷	55.000	12cm	—	
合計		350.000			

○ 全木材積は、昨年度の駆除量及び今年度の被害状況により算出した見込み数量です。